

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	福岡財務支局長						
【提出日】	平成25年11月25日						
【会社名】	株式会社ウチヤマホールディングス						
【英訳名】	UCHIYAMA HOLDINGS Co., Ltd.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内山 文治						
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号						
【電話番号】	093(551)0002(代表)						
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画室長 山本 武博						
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号						
【電話番号】	093(551)0002(代表)						
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画室長 山本 武博						
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table border="0"> <tr> <td>一般募集</td> <td>1,653,834,000円</td> </tr> <tr> <td>引受人の買取引受けによる売出し</td> <td>404,721,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>323,776,800円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	一般募集	1,653,834,000円	引受人の買取引受けによる売出し	404,721,000円	オーバーアロットメントによる売出し	323,776,800円
一般募集	1,653,834,000円						
引受人の買取引受けによる売出し	404,721,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	323,776,800円						
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</li> <li>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</li> </ol>						
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)						

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	650,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成25年11月25日(月)開催の取締役会決議によります。

2 本募集(以下、「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、平成25年11月25日(月)開催の取締役会において、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

4 平成25年11月25日(月)開催の取締役会において、平成26年1月1日(水)付をもって当社普通株式1株を4株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成25年12月31日(火)(ただし、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日につき、実質上は平成25年12月30日(月))最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、4株の割合をもって分割するものであります。

5 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

6 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

平成25年12月3日（火）から平成25年12月6日（金）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	650,000株	1,653,834,000	826,917,000
計（総発行株式）	650,000株	1,653,834,000	826,917,000

- （注）1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	未定 （注）1	100株	自 平成25年12月9日（月） 至 平成25年12月10日（火） （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年12月13日 （金）

- （注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成25年12月3日（火）から平成25年12月6日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は「（1）募集の方法」に記載の資本組入額の総額を「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額(払込金額)の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.uchiyama-gr.jp/release.html>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成25年12月2日(月)から平成25年12月6日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年12月3日(火)から平成25年12月6日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年12月3日(火)の場合、申込期間は「自 平成25年12月4日(水) 至 平成25年12月5日(木)」

発行価格等決定日が平成25年12月4日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年12月5日(木) 至 平成25年12月6日(金)」

発行価格等決定日が平成25年12月5日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年12月6日(金) 至 平成25年12月9日(月)」

発行価格等決定日が平成25年12月6日(金)の場合、上記申込期間のとおり

となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、平成25年12月16日(月)となります。  
株式は受渡期日から売買を行うことができます。  
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 北九州支店	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目5番16号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	533,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	78,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	13,000株	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	13,000株	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	13,000株	
計	-	650,000株	-

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,653,834,000	16,000,000	1,637,834,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,637,834,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会において決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限302,323,200円と合わせ、手取概算額合計上限1,940,157,200円について、全額を平成26年3月末までに当社連結子会社である株式会社さわやか倶楽部への投融資資金に充当する予定であります。

株式会社さわやか倶楽部は、当社からの投融資資金の全額を平成26年12月末までに新規介護施設でありますさわやかなんよう館(愛知県名古屋市港区)、さわやか成田館(千葉県成田市)、さわやか行橋式番館(福岡県行橋市)、さわやかリバーサイド西脇(兵庫県西脇市)及びさわやか室蘭館(北海道室蘭市)への設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備計画の内容については、「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成25年12月3日(火)から平成25年12月6日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	150,000株	404,721,000	福岡県北九州市小倉北区 内山 文治

- (注) 1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	自 平成25年 12月9日(月) 至 平成25年 12月10日(火) (注)3	100株	1株につき 売出価格と同一 の金額	右記金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社  東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社  東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C日興証券株式会社  東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社S B I証券	(注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成25年12月3日(火)から平成25年12月6日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定します。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額(払込金額)の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.uchiyama-gr.jp/release.html>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間については、「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される申込期間と同一とします。

## 4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一とします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券株式会社	123,000株
野村證券株式会社	18,000株
みずほ証券株式会社	3,000株
S M B C 日興証券株式会社	3,000株
株式会社 S B I 証券	3,000株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、平成25年12月16日(月)となります。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。



## 3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	120,000株	323,776,800	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、120,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額(払込金額)の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.uchiyama-gr.jp/release.html>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3 売出価額の総額は、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成25年 12月9日(月) 至 平成25年 12月10日(火) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社及びその委託 販売先金融商品 取引業者の本店 及び国内各支店	-	-

(注)1 売出価格及び申込期間については、「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、平成25年12月16日(月)となります。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成25年11月25日）現在、株式会社東京証券取引所JASDAQに上場されておりますが、平成25年12月16日（月）に株式会社東京証券取引所市場第二部への市場変更を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、120,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年11月25日（月）開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を平成25年12月25日（水）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年12月19日（木）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- |               |   |
|---------------|---|
| （1）募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 120,000株                           |
| （2）払込金額の決定方法  | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先              | 大和証券株式会社   |
| (5) 申込期間(申込期日)       | 平成25年12月24日(火)   |
| (6) 払込期日             | 平成25年12月25日(水)   |
| (7) 申込株数単位           | 100株   |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年12月3日(火)の場合、「平成25年12月6日(金)から平成25年12月19日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月4日(水)の場合、「平成25年12月7日(土)から平成25年12月19日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月5日(木)の場合、「平成25年12月10日(火)から平成25年12月19日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月6日(金)の場合、「平成25年12月11日(水)から平成25年12月19日(木)までの間」

となります。

### 3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である内山文治及び当社株主である株式会社ウチヤマフューチャーは、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・裏表紙に当社のロゴ



を記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

### 1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、（1）に規定する投資家が行った空売り（2）に係る有価証券の借入れ（3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年11月26日（火）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年12月3日（火）から平成25年12月6日（金）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額（払込金額）の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.uchiyama-gr.jp/release.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下に掲げる「1．会社概要」から「5．施設・店舗の展開状況（平成25年9月30日現在）」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

## 1. 会社概要

- 会 社 名 株式会社ウチヤマホールディングス
- 代 表 者 代表取締役社長 内山文治
- 本 社 所 在 地 福岡県北九州市小倉北区熊本2丁目10番10号
- 設 立 平成18年10月2日
- 資 本 金 1,360百万円(平成25年3月31日現在)
- 連結事業内容 介護事業/カラオケ事業/飲食事業/その他(不動産・通信事業/ホテル事業)
- 連結子会社 株式会社さわやか倶楽部/株式会社ボナー
- 連結従業員数 正社員:1,493名 平均臨時雇用者(※):1,183名(平成25年3月31日現在)  
※年間の平均人員(1日1人8時間換算)

## 2. 沿革

年 月	変 遷 の 内 容
平成18年10月	福岡県北九州市小倉北区に株式移転により、株式会社さわやか倶楽部、株式会社ボナーの持株会社として株式会社ウチヤマホールディングスを設立(資本金285百万円)
平成19年4月	株式会社ボナーにて、三重県三重郡朝日町に三重県カラオケ1号店「コロッケ倶楽部三重あさひ店」を開店
平成19年7月	株式会社さわやか倶楽部にて、秋田県仙北市に福岡県外で初の介護付有料老人ホーム「さわやか桜館」を開所
平成19年10月	株式会社さわやか倶楽部にて、福岡県北九州市小倉北区に小規模多機能居宅介護施設である「さわやか大島式番館」を開所
平成20年7月	株式会社さわやか倶楽部にて、ホテルと住宅型有料老人ホームの併設施設「さわやかハートピア明琴」を開設
平成20年9月	株式会社ボナーにて、滋賀県草津市に滋賀県カラオケ1号店「コロッケ倶楽部滋賀草津店」を開店
平成21年7月	株式会社ボナーにて、広島県広島市中区に広島県カラオケ1号店「コロッケ倶楽部広島本通店」を開店
平成21年11月	大阪府枚方市に株式会社さわやか倶楽部の子会社として株式会社さわやか天の川を設立(資本金5百万円)
平成22年4月	株式会社さわやか倶楽部にて、京都府京都市右京区に京都府で初の住宅型有料老人ホーム「さわやかはーとらいふ西京極」を開所
平成22年5月	株式会社さわやか天の川にて、大阪府枚方市に介護付有料老人ホーム「さわやか枚方館」を開所
平成22年8月	株式会社さわやか倶楽部にて、北海道上川郡東神楽町に北海道で初の介護付有料老人ホーム「さわやか東神楽館」を開所
平成22年12月	株式会社ボナーにて、東京都豊島区に東京都カラオケ1号店「コロッケ倶楽部東池袋店」を開店
平成23年12月	株式会社さわやか倶楽部にて、新潟県新潟市中央区に新潟県で初の介護付有料老人ホーム「さわやか日の出館」を開所
平成24年4月	当社が、大阪証券取引所(現東京証券取引所)JASDAQ市場(スタンダード)に株式上場
平成24年6月	株式会社さわやか倶楽部にて、三重県鳥羽市に三重県で初の介護付有料老人ホーム「さわやかシーサイド鳥羽」を開所
平成24年8月	株式会社さわやか倶楽部にて、千葉県千葉市中央区に千葉県で初の介護付有料老人ホーム「さわやかゆう輝の里」を開所
平成24年8月	株式会社ボナーにて、兵庫県姫路市に兵庫県カラオケ1号店「コロッケ倶楽部姫路店」を開店
平成24年9月	株式会社ボナーにて、茨城県龍ヶ崎市の茨城県カラオケ1号店「コロッケ倶楽部龍ヶ崎店」を開店
平成24年10月	株式会社さわやか倶楽部にて、栃木県宇都宮市に栃木県で初の介護付有料老人ホーム「さわやかすずめのみや」を開所
平成24年11月	株式会社さわやか倶楽部にて、愛媛県新居浜市に愛媛県で初の介護付有料老人ホーム「さわやか新居浜館」を開所
平成24年12月	株式会社さわやか倶楽部が、子会社である株式会社さわやか天の川を吸収合併

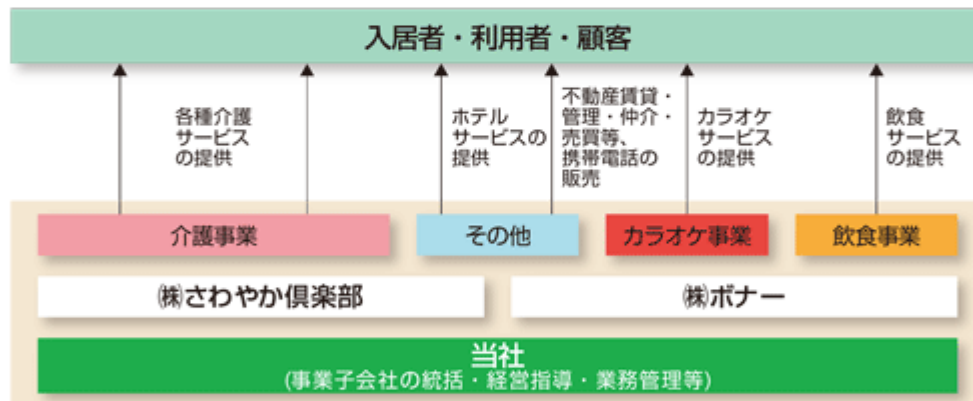
### 3. 事業の内容



当社グループは、平成25年9月30日現在、当社（持株会社）及び連結子会社である株式会社さわやか倶楽部、株式会社ボナーにより構成されており、主に4つの事業（介護事業、カラオケ事業、飲食事業、その他）を展開しております。当社は、持株会社としてグループ各社の戦略の立案をはじめ、グループ各社に対して経営全般にわたる管理・指導等を行っております。当社グループ各社の主な事業内容及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

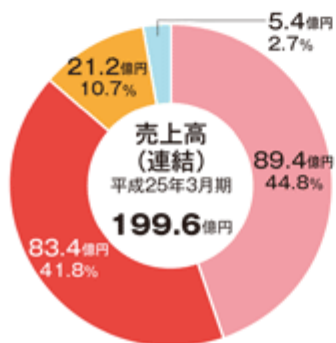
株 式 会 社 ウ チ ヤ マ ホ ール デ ィ ン グ ス （ 持 株 会 社 ）	セグメントの名称	会社名	事業内容
	介護事業	株式会社 さわやか倶楽部	有料老人ホーム、グループホーム、ショートステイ、ヘルパーステーション、ケアプランセンター、デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護施設の運営
	カラオケ事業	株式会社ボナー	カラオケ店（コロック倶楽部）の運営
	飲食事業	株式会社ボナー	飲食店（かんできや、Susu、再生酒場等）の運営
	その他 （不動産・通信事業 及びホテル事業）	株式会社ボナー	不動産の賃貸・管理・仲介・売買等、携帯電話の販売等
		株式会社 さわやか倶楽部	ホテル事業における宿泊と飲食、サービスの提供

また、事業の系統図は以下のとおりであります。



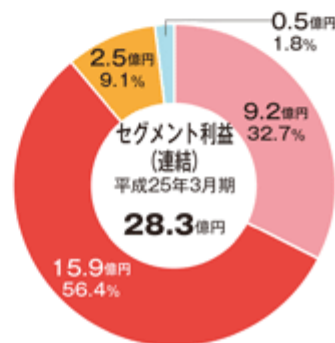
#### 売上高（連結）構成比

■ 介護事業 ■ カラオケ事業 ■ 飲食事業 ■ その他



#### セグメント利益（連結）構成比

■ 介護事業 ■ カラオケ事業 ■ 飲食事業 ■ その他



## 介護事業

当事業においては、福岡県北九州市を中心として、介護等が必要な高齢者を対象として主に介護保険法に基づく各種サービスを提供しております。

提供するサービスとしては、有料老人ホーム（介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホーム）を中心として、グループホーム、ショートステイ、ヘルパーステーション、ケアプランセンター、デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護施設等があり、有料老人ホーム等の入居型施設を中心として各種介護サービスにかかる事業所を併設する等により事業展開を行っております。

なお、平成25年9月30日現在、54ヶ所109事業所を展開しており、各介護サービスの内容及び特徴は以下の通りであります（各事業所数は平成25年9月30日現在）。

### ①介護付有料老人ホーム（26事業所）

介護保険法における「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた有料老人ホームであります。要介護者及び要支援者を対象としており、特定施設サービス計画に基づき、施設スタッフが入浴・排泄・食事等の介助、その他の日常生活上の支援、機能訓練等の介護サービスを提供しております。

### ②住宅型有料老人ホーム（15事業所）

特定施設入居者生活介護の指定を受けない形態の有料老人ホームであり、入居者に対して食事サービス及び日常的な生活支援等を提供しております。施設スタッフは原則として介護サービスを提供せず、入居者において介護が必要な場合は、別途契約により訪問介護等の外部サービスを利用することとなります。当社グループにおいては各種介護サービスの事業所を併設すること等により入居者が必要とする介護サービスを提供しております。



さわやかすずめのみや 共用スペース

### ③グループホーム（8事業所）

要介護認定を受けた認知症高齢者を対象として、5～9人を1ユニットとして、施設スタッフの支援のもと家庭的な雰囲気の中で生活する入居型施設であり、入浴・排泄及び食事等の介護サービスを提供しております。

### ④ショートステイ（21事業所）

要介護者及び要支援者を対象として、介護される家族が一時的に介護困難となる場合等において、短期間入所により利用していただく介護サービスであり、利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介助、日常生活のお世話及び機能回復訓練等のサービスを提供しております。



さわやかすみよし館 居室

### ⑤ヘルパーステーション（11事業所）

要介護者及び要支援者を対象として、ホームヘルパーを派遣し、利用者の心身の特性等に応じた入浴・排泄・食事・外出等の身体介護及び清掃・洗濯・調理・買い物等の生活援助等の生活全般にわたる援助サービスを提供しております。なお、当該サービスは、主として当社グループが運営する住宅型有料老人ホーム等の入居者を対象としております。

### ⑥ケアプランセンター（6事業所）

専任のケアマネジャー（介護支援専門員）を配置し、要介護者及びその家族の希望を踏まえ、日常生活に関して状態の改善や自立を進めること等を目的としたケアプランの作成を行うほか、介護に関する相談や要介護認定の申請代行等のサービスを提供しております。

### ⑦デイサービスセンター（17事業所）

要介護者及び要支援者を対象として、利用者は日帰りで通う形態をとり、生活相談・機能訓練・食事・入浴・健康チェック等の各種介護サービスを提供しております。

### ⑧小規模多機能型居宅介護（5事業所）

利用者の在宅での自立した生活が継続できるように支援するサービスであり、利用者に対して、入浴・排泄・食事等のサービスを提供しております。利用形態については、利用者及びその家族の希望に応じて、「デイサービス（通い）」を中心として、「訪問介護（訪問）」及び「ショートステイ（泊まり）」を組み合わせて、24時間体制でサービスを提供するものであります。

### 📌 カラオケ事業

当事業においては、カラオケボックスの運営を主に福岡県を中心に行っております。「コロッケ倶楽部」の屋号で展開をしております。

カラオケ事業における店舗は、1店舗当たりのボックス数は30室程度の規模を基本としております。また、24時間営業年中無休を基本とすることにより競合他社との差別化を図るとともに、昼間の営業においてはランチとカラオケのセット提供等により、夜間の営業においては食事付きコースや飲み放題コース等の展開による飲食比率の向上等を行っております。また、子どもからお年寄りまで幅広い顧客層の取り込みを目指した店舗展開を推進しております。



コロッケ倶楽部新橋店 室内

平成25年9月30日現在、カラオケ店舗86店舗を福岡県を中心とする九州各県及び山口県、広島県、三重県、滋賀県、兵庫県、東京都、茨城県に展開しております。なお、出店地域は下表のとおりであります。

当社グループにおいては、平成20年頃までは、九州及び山口県の郊外型の店舗を中心に出店を行っていましたが、カラオケ業界の市場動向等を考慮して、近年はより集客力が高いと考えられる都市部及び繁華街等への出店に注力しております。

	福岡県	佐賀県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	大分県	沖縄県	山口県	広島県	三重県	滋賀県	兵庫県	東京都	茨城県
店舗数	35	4	5	4	6	7	5	9	2	2	1	1	4	1

### 📌 飲食事業

当事業においては、主に居酒屋店舗等の運営を九州各県を対象として行っております。店舗コンセプトの異なる複数の店舗形態（業態）での展開を行っており、「かんてきや」（主にサラリーマン層が対象）、「Susu」（主に女性顧客が対象）、「再生酒場」（低価格居酒屋）等を展開することにより、幅広い顧客層の取り込みを行っております。また、既存店舗について店舗形態を変更しリニューアルすること等により、顧客を飽きさせずに集客を伸ばす取り組みを行っております。

なお、出店数は、平成25年9月30日現在、居酒屋24店舗、立ち飲み1店舗、うどん店1店舗を出店しており、26店舗となります。



### 📌 その他

株式会社さわやか倶楽部のホテル部門において、住宅型有料老人ホームとの併設型天然温泉付きホテル2ヶ所を大分県別府市にて運営しております。一般顧客の利用に加えて、併設の介護施設及び当社グループの他の介護施設の入居者等のレクリエーション利用も行っております。

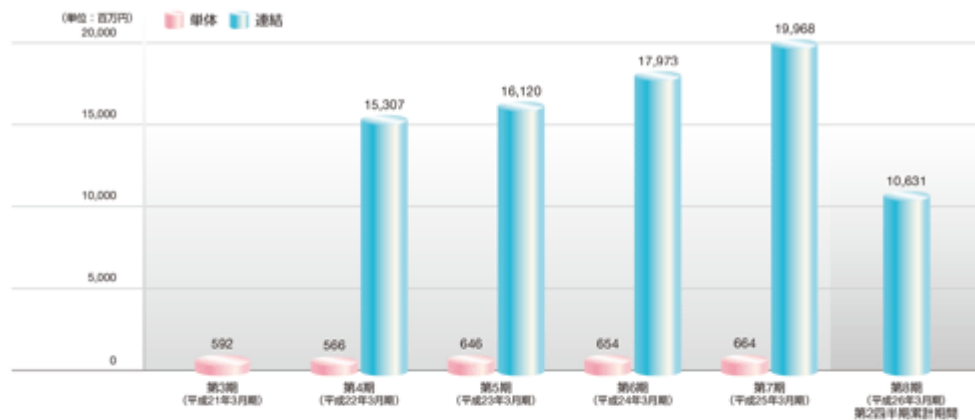
株式会社ポナーにおいて、不動産部門では、賃貸マンションの賃貸・管理業務と不動産物件の仲介業務を、通信部門においてはソフトバンクモバイル株式会社の携帯電話販売店の運営（1店舗）を、それぞれ行っております。



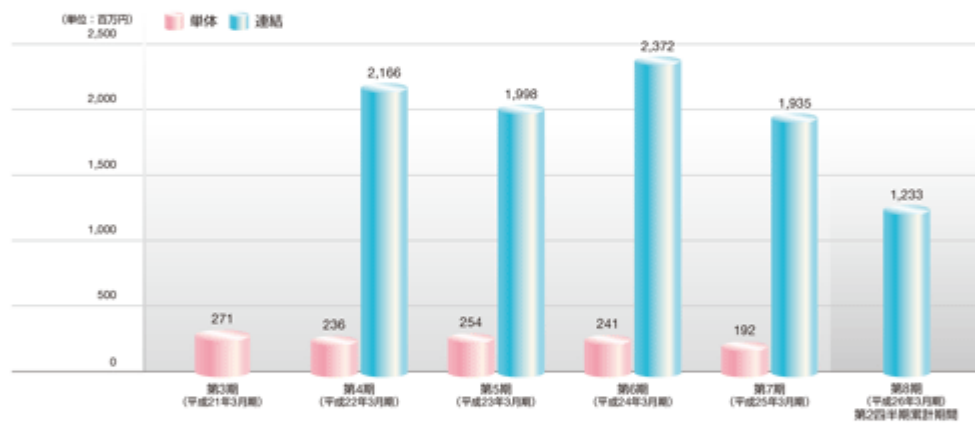
## 4. 業績等の推移



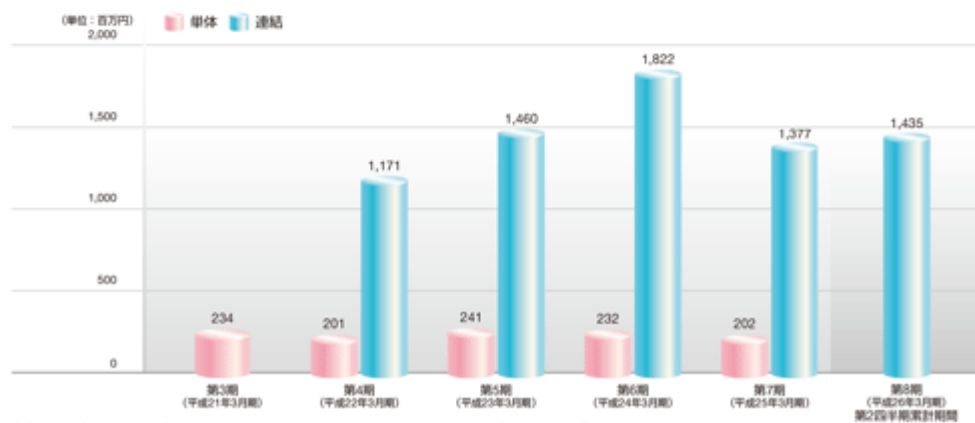
## 売上高（連結）／営業収益（単体）



## 経常利益

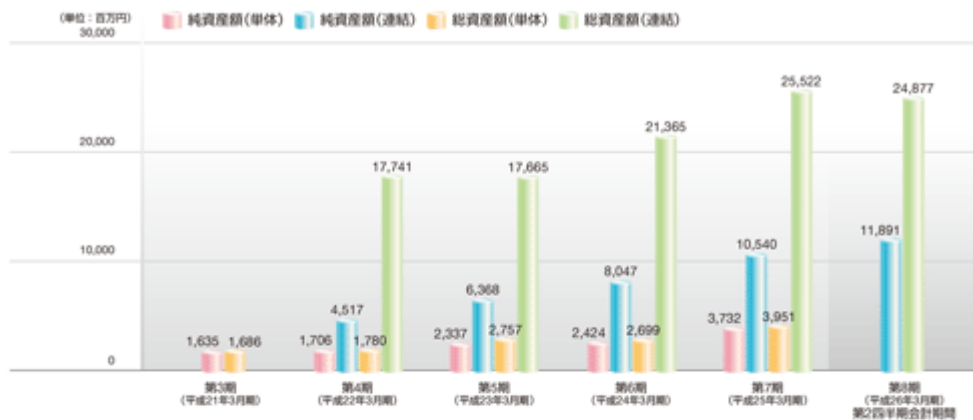


## 当期（四半期）純利益

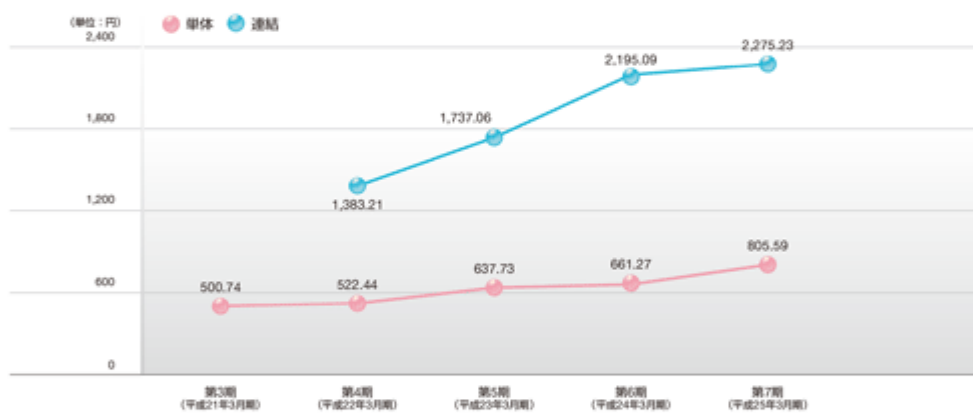


(注) 第4期（平成22年3月期）連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、第3期（平成21年3月期）については連結の数値を記載しておりません。

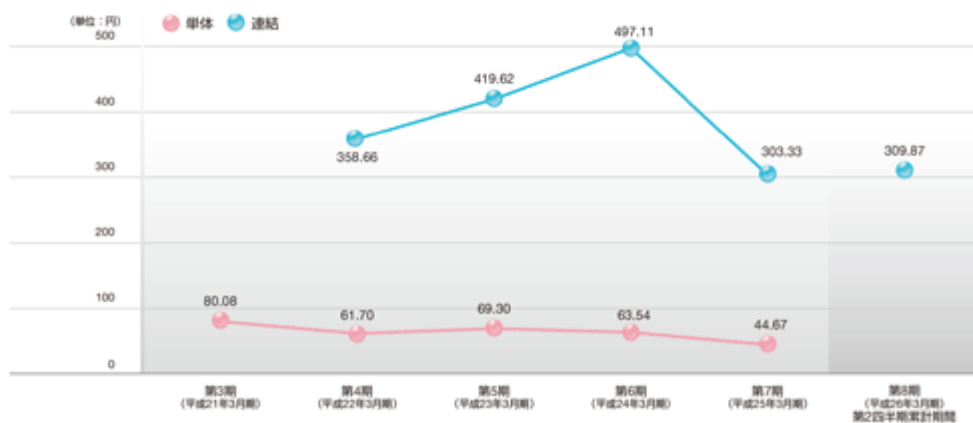
### 純資産額／総資産額



### 1株当たり純資産額

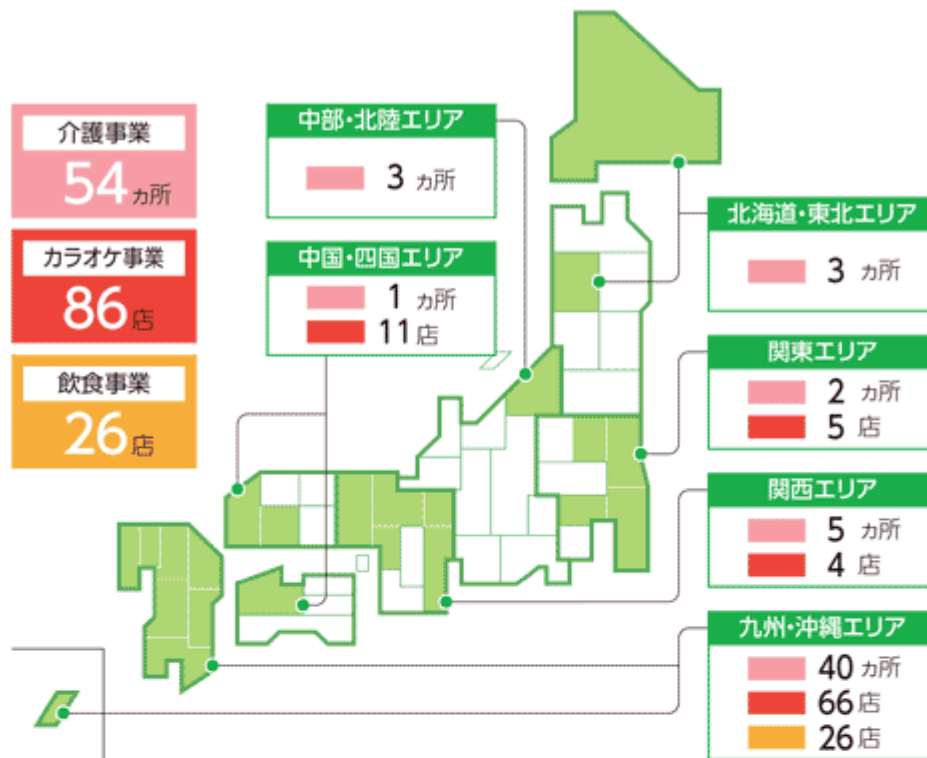


### 1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 1 第4期（平成22年3月期）連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、第3期（平成21年3月期）については連結の数値を記載しておりません。  
 (注) 2 当社は、平成23年12月7日付で当社普通株式1株につき5株の分割を行っております。第3期（平成21年3月期）及び第4期（平成22年3月期）の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を記載しております。

## 5. 施設・店舗の展開状況（平成25年9月30日現在）



・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

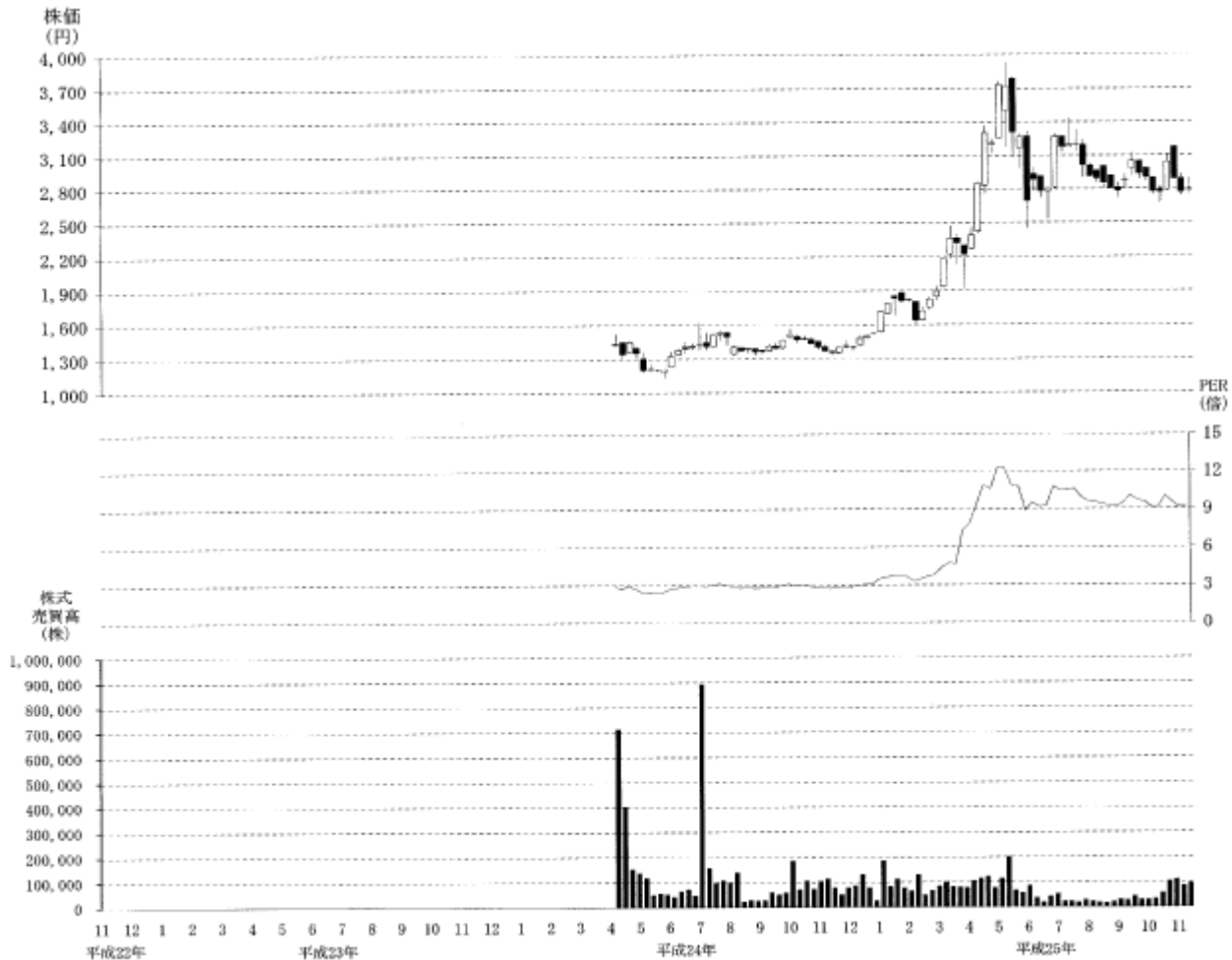
（株価情報等）

### 1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成24年4月20日から平成25年7月15日までの株式会社大阪証券取引所（ ）及び平成25年7月16日から平成25年11月15日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成24年4月20日をもって株式会社大阪証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高について該当事項はありません。

株式会社大阪証券取引所の現物市場は、平成25年7月16日付で、株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されております。



- （注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益（連結）}}$$

- ・平成24年4月20日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成25年4月1日から平成25年11月15日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

**2【大量保有報告書等の提出状況】**

平成25年5月25日から平成25年11月15日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
フィデリティ投信株式会社	平成25年6月14日	平成25年6月20日	変更報告書 (注)1	283,700	6.12
エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)				110,000	2.37

(注)1 フィデリティ投信株式会社及びエフエムアール エルエルシー(FMR LLC)は共同保有者であります。

2 上記大量保有報告書等は関東財務局及び福岡財務支局に、また大量保有報告書等の写しは提出日において当社普通株式が上場されていた株式会社大阪証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第7期)及び四半期報告書(第8期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年11月25日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ 〆で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成25年11月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### [ 事業等のリスク ]

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。本項記載の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### 1. 介護事業について

##### (1) 介護保険制度について

当社グループの介護事業については、介護保険制度に基づき行われるサービスが中心であり、サービス内容、報酬、事業所展開及び運営、その他事業全般に関して、介護保険法及び各関連法令等による法的規制を受けております。

介護保険制度については、5年ごとの制度の見直し及び改定が、また、3年ごとに介護報酬の改定が行われることになっております。直近では平成24年4月に実施されており、当該改定においては、介護報酬全体が1.2%増額される一方で、介護職員処遇改善交付金が廃止されており、これらの影響から当社既存施設の介護報酬にかかる実質的な受取額は減額が見込まれました。

今後も、法令及び制度の変更により何らかの規制強化等が生じた場合には、サービス内容の変更や各種対応が必要となるほか、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があり、また、介護報酬の改定に際しては、当該事業の収益又は採算性等に影響を及ぼす可能性があり、これらの要因に起因して当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特に、少子高齢化による保険料負担の状況や介護保険財政等の問題から、将来においてその枠組み等に大幅な変更が生じた場合には、当社グループの事業展開に重大な影響が生じる可能性があります。

##### (2) 有資格者及び人員の確保について

介護事業において提供する各種サービスについては、介護保険法に基づく事業者として有資格者の配置を含む一定の人員基準等が定められております。当社においては、当該基準を満たすため、有資格者等を含む人材獲得及び自社教育等による人材育成に努めております。

当社グループは、現時点において人員確保に関して重大な支障は生じていないものと認識しておりますが、今後の事業展開及び拡大に際して十分な人員確保が困難となった場合又は既存人員の流出等が生じた場合には、サービス品質の低下や介護報酬の減算、介護サービスの継続提供が困難となる可能性があるほか、人員確保のための待遇の見直しや求人のためのコスト負担増加等が生じる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 高齢者介護における安全衛生管理について

介護事業における入居者及び利用者の大半は、要支援又は要介護認定を受けている高齢者であり、各介護サービスにおいて転倒・転落事故、食中毒、集団感染等が発生する可能性があります。

当社グループにおいては、施設人員の十分な配置、待遇・サービスにかかる教育研修や各種マニュアルの整備及び徹底、衛生管理及び設備等にかかる安全管理等について一層の強化に努めておりますが、上記事項等にかかる不測の事態が生じた場合、その要因等により当社グループの過失責任が問われる可能性があり、損害賠償請求や行政による指導又は処分が生じる可能性があるほか、当社グループの事業所運営に対する著しい信頼低下等が生じ、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 介護施設の展開方針について

当社グループの介護事業においては、介護付有料老人ホームを中心として新規事業所の開設を行っていく方針であります。

介護付有料老人ホームは、平成18年4月より介護保険施設等にかかる総量規制の対象となり、各地域における新規施設の開設等は、各自治体の介護保険事業計画に基づく公募等により決定されております。このことから、展開する地域や居室数等について中期的な展開が想定し難い状況があり、また、公募において選定されない可能性があることから、当社グループにおいて必ずしも希望に沿った事業所展開が実現出来る保証はなく、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 競合について

介護保険制度の開始以降、介護サービス利用者は増加傾向にあり、今後も少子高齢化の進展に伴い利用者は増加基調が続いていくものと予想されております。また、介護関連サービス市場の拡大が予測されており、比較的参入障壁が低いこともあり、医療法人や社会福祉法人及び各種事業会社等が参入し競合が生じております。最近においては、近隣地域における新規施設開業等による当社既存施設の稼働率への影響や新規施設における利用者確保に要する期間長期化等、一部において影響を及ぼす状況も生じております。今後において新規参入等により一層の競争激化が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 地域関係機関との連携について

介護事業における各施設は、地域に密着した事業運営を行っており、各地域における行政機関や医療機関等の各関係機関、ケアマネジャーやソーシャルワーカー等との連携が必要であり、その信頼関係が事業展開において重要な要素であるものと考えております。当社グループのサービスや施設運営等における対応不備や、事故やトラブルの発生、その他の何らかの要因により信頼が低下した場合には、当社グループの施設運営、サービス提供、利用者獲得等に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (7) 風評等の影響について

介護事業においては、利用者やその家族等による当社グループ及び施設等に対する評判や信用等は、施設運営に対して大きな影響力を有しております。当社グループは、利用者ニーズに対応したサービス品質等の向上に努めておりますが、何らかの要因により当社グループ及び施設等に関して評判が著しく低下する又はネガティブな風評が生じる等の状況が発生した場合、新規利用者の獲得や施設稼働率の維持が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (8) コンプライアンスについて

介護業界は、前述のとおり各種法令等による規制を受けており、これら法令等を遵守するため、強固なコンプライアンス体制の構築が求められております。当社グループにおいては、事業所運営における法令遵守の徹底、業務上の人為的ミス及び不正行為等を防ぐため業務管理体制及び内部牽制機能の強化に努めております。今後の事業展開において、これら体制が十分に機能しなかった場合、業務管理上の問題が生じ、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

## (9) 介護施設の賃借について

平成25年10月末現在、当社グループの介護施設のうち48ヶ所は賃借方式(自社開発施設のセールアンドリースバック案件を含む)であり、施設ごとに家主との間で賃貸借契約を締結しております。契約期間は主に20年~25年(更新あり)であり、賃料は主に2年~5年ごとに協議の上で改定することとしております。

当社グループは、比較的長期間の契約を結ぶことにより施設運営の安定的な継続を確保しておりますが、一方で、当該契約について途中解約は困難であり、短期間における施設閉鎖や賃料改定が困難であることから、各施設において稼働率の著しい低下や近隣の賃料相場の低下等が生じた場合には採算悪化等が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (10) 「さわやか」の名称について

当社グループの介護事業においては、「さわやか」の名称を社名及び施設名として使用しております。「さわやか」については、一般名称とされ商標登録の対象とすることが困難であることから、当社グループは、施設名(例えば、「さわやか螢風館」等)による商標登録を行っております。

一方、既に全国に「さわやか」の名称を使用した介護施設等が多数存在しており、当社グループ以外のこれら施設等において事故や不祥事等が発生した場合、当社グループの施設と誤認される可能性があり、当社グループの介護事業に予期せぬ風評被害等が発生する可能性があります。

## 2. カラオケ事業及び飲食事業について

### (1) 外部環境について

長引く景気の低迷及びそれに伴う消費意欲の落ち込みや、多数の事業者間の競合状態に起因する価格競争の激化などの要因から、レジャー市場及び外食市場はいずれも縮小傾向にあり、当社グループのカラオケ事業及び飲食事業を取り巻く経営環境は厳しい状態が続いております。

当社グループでは、カラオケ事業におけるコースメニューやサービスプランの拡充、飲食事業における低価格商品の品揃え強化、既存店の改装や業態転換等によって顧客満足度の維持・向上に努めておりますが、これらの施策が顧客に受け入れられない場合、あるいは同業他社による新規参入等による競合環境が深刻化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 出店政策等について

当社グループは、現在、カラオケ事業及び飲食事業において、都市型店舗の展開を志向し、繁華街を中心とした出店を強化しております。新規店舗については、不動産業者や取引先金融機関等からの情報をもとに、積極的に物件の確保に努めていく方針ですが、賃料や商圈人口あるいは競合他社の状況の観点から、必ずしも当社の希望する条件に合致する物件が確保できる保証はありません。また、実際の出店にあたっては慎重に検討を重ねておりますが、仮に当社グループの計画に見合った物件を確保した場合においても、当初想定した収益の確保が困難となる可能性もあり、これらの要因により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、カラオケ事業及び飲食事業における店舗はその大半を賃借する方式を基本としておりますが、これに係る差入保証金に関して、賃貸人の財政状態が悪化するなどの要因により回収不能となった場合又はその他賃貸人の理由により返還されない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。



### (3) 食材仕入について

近年、輸入食品による健康被害や、食品の偽装表示、あるいは牛肉の生食に起因する食中毒の発生等、消費者の「食の安全性」に対する信頼を損なう問題が頻発しております。当社グループでは、カラオケ事業・飲食事業における料理の提供に加え、介護事業においても給食を扱っており、安全な食材の安定的な確保に向けて、仕入先との一層の協力関係構築を行ってまいります。今後も同様の事件・事故が発生し、消費者の不安心理が高まるなどの事態が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、天候不順や災害等の外的要因による米や野菜等の農作物の不作や、仕入先の環境変化等に伴う食材価格の高騰があった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 衛生管理について

当社グループのカラオケ事業及び飲食事業の店舗は、食品衛生法の定めに基づいて、食品衛生管理者を置き、管轄保健所を通じて営業許可を取得しております。当社グループでは、各店舗における衛生管理に係るマニュアル等の整備及び従業員に対する教育指導の徹底に加え、外部の専門業者による各種衛生検査を定期的実施するなど衛生対策の強化に努めております。万一、当社グループの店舗にて、食中毒などの衛生問題が発生した場合は、一定期間の営業停止等の処分を受ける恐れがある他、企業イメージの低下による顧客離れが起こり得ることから、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 法的規制について

当社グループの運営する店舗には、福岡県における「青少年健全育成条例」をはじめとした、各都道府県の制定する規制を受けているものがあります。当社グループでは、法令遵守の観点のもと、顧客の年齢確認の実施及び不適切な飲酒・喫煙あるいは深夜帯利用の防止等に努めております。万一、当社グループがこれらの規制に違反した場合には、当社グループへの信頼が損なわれ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、条例の改正等に伴い規制の強化がなされた場合には、事業展開上の制約が発生し、何らかの対応が必要になり得ることから、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 当社グループの営業地域について

当社グループは、各事業セグメントにおきまして、九州地区を中心に展開しております。これらのことから、現状において、九州地区における景気及び消費動向並びに高齢者人口の推移その他の影響を受けております。

また、当社グループの営業地域において地震・台風等の自然災害やその他大規模災害の発生や新型インフルエンザ等の感染症拡大が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 事業体制について

### (1) 持株会社における管理体制について

当社グループは、持株会社形態を採用しており、持株会社である当社において事業子会社の経営指導を行うとともに各社の管理業務を集約・統括する体制を構築しております。

今後における事業展開及び拡大に際して、当該管理体制の一層の強化を図っていく方針であります。人材確保及び育成、各種管理機能の強化等に支障が生じた場合、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 代表取締役への依存について

当社代表取締役社長である内山文治は、当社グループ創業以来の事業の推進者であり、事業運営における事業戦略の策定や業界における人脈の活用等に関して重要な役割を担っております。

当社グループは、代表取締役への過度な依存を回避すべく、経営管理体制の強化、経営幹部職員の育成、権限委譲の推進等図っておりますが、現時点においてその依存度は高い状況にあると考えております。今後において、何らかの理由により同氏の当社グループにおける業務遂行の継続が困難となった場合、当社グループの事業運営等に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 労務管理について

当社グループにおいては、各事業の運営において多くの人員が必要であり、正社員及びパート・アルバイト等の臨時従業員を多く抱えております。また、介護事業及びカラオケ事業についてはともに24時間の就業体制が必要となることから、当社グループにおいては、これら事業運営に必要な人員の確保及び育成を図るとともに、労働関連法令を遵守した勤務形態・労働環境の確保及び管理に努めております。何らかの要因により問題が生じた場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 顧客情報管理について

当社グループの介護事業及びカラオケ事業においては、顧客の個人情報を取り扱っております。これら個人情報の管理にあたっては、本社をはじめとする各事業所における書類の管理体制を強化、また、機微情報を含むデータについては、外部よりアクセスを遮断し、担当部門における一元管理を徹底するなど、細心の注意を払い、関連諸法令遵守に努め、情報漏洩防止に取り組んでおります。しかしながら、何らかの要因により顧客の個人情報が外部に漏洩する事態が発生した場合には、当社グループの情報管理能力に対する批判や責任追及を受ける恐れがある他、当社グループに対する顧客からの信頼が損なわれる可能性があり、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 経営成績及び財政状態について

### (1) 介護施設の新規開設による影響について

介護事業における介護施設の新規開設については、開設後の入居者・利用者の獲得に相応の期間を有するものであり、開設後においては入居者数及び利用者数が一定水準に至るまでの期間において費用負担が先行する傾向があります。これらのことから、介護施設の新設は短期的には当社グループの利益を圧迫する場合もあり、また、新規施設において入居者及び利用者の獲得に長期間を要する又は困難となる状況が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) カラオケ機器の購入について

カラオケ事業においては、顧客ニーズに対応するため、カラオケ機器の新機種導入や入れ替え等のため、新規購入を行っております。カラオケ機器の購入については、減価償却費の増加が生じる一方で、購入時に購入台数等に応じたインセンティブを機器メーカーより受領しております。

なお、当該インセンティブについては、平成24年3月期連結会計年度に210百万円、平成25年3月期連結会計年度においては16百万円を受領し、営業外収益に計上しており、当社グループの業績変動の1要因となっております。なお、平成26年3月期第2四半期連結累計期間においては当該インセンティブの受領は生じておりません。

カラオケ機器の購入については、営業戦略や業績動向等を考慮しつつ実施していく方針ではありますが、必ずしも每期生じるものではなく、当該状況等により当社の経営成績が変動する可能性があります。

### (3) 介護施設にかかわるオフバランススキームの活用について

当社グループは、介護施設にかかる設備投資負担を軽減させる一つの方法としてセールアンドリースバック取引を活用しております。代表的なスキームは、自社開発した介護施設を国内外投資ファンド等が出資するSPCへ売却すると同時にリースバックするものであります。

当社グループでは、このようなオフバランススキームの活用にあたり、会計士等専門家の判断を仰ぎ、その段階で適正と考えられる方式を採用しておりますが、会計基準の変更等、オフバランスが認められなくなる判断がなされた場合には、連結貸借対照表において介護施設及び未経過リース料の計上により総資産が増加し、自己資本比率が大幅に悪化する等、当社グループの財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 介護施設のオフバランススキームによる業績等への影響について

当社グループは、前述のとおり、介護施設に関してオフバランススキームを活用しており、平成24年3月期連結会計年度においては3施設(売却価額3,000百万円)を、平成25年3月期連結会計年度においては4施設(売却価額1,927百万円)を、平成26年3月期第2四半期連結累計期間においては5施設(売却金額4,500百万円)を売却しております。

当該売却に際しては、売却時の市場価格等の影響により、平成24年3月期連結会計年度には特別利益「固定資産売却益」846百万円が計上されており、平成25年3月期連結会計年度には特別利益「固定資産売却益」680百万円及び特別損失「固定資産売却損」25百万円が計上されており、平成26年3月期第2四半期連結累計期間には特別利益「固定資産売却益」1,283百万円及び特別損失「固定資産売却損」12百万円が計上されております。

当該スキームによるリースバック取引については、自社保有時と比較して減価償却負担が軽減される一方で、施設賃借にかかるコストが発生し、介護施設にかかるコストは増加する傾向にあります。

なお、上記の介護施設売却資金については、主に金融機関からの借入金返済に充当しております。

当社グループは、今後も事業所展開や財政状態等を考慮の上で、当該オフバランススキームを活用していく方針ですが、介護業界を取り巻く外部環境や契約相手先との売却及び賃借にかかる諸条件等の状況によっては当社グループが企図する対応が推進できる保証はありません。

#### (5) 有利子負債への依存について

当社グループは、介護事業における新規施設開設資金の一部、カラオケ事業及び飲食事業における出店資金の多くを金融機関借入等により調達しております。平成25年3月期連結会計年度末における連結有利子負債残高(注)は、11,569百万円であり、総資産額に占める比率は45.3%の水準であります。また、平成26年3月期第2四半期連結会計期間末における連結有利子負債残高は、9,237百万円であり、総資産額に占める比率は37.1%の水準であります。当社グループは、今後の新規施設・新規出店計画においても、主として金融機関借入等による資金調達により賄う計画であり、今後において大幅な金利変動が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、金融情勢の変化その他により取引金融機関の当社グループに対する融資姿勢に変化が生じた場合には、出店計画及び事業展開等に影響を受ける可能性があります。

(注)有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としています。

#### (6) 減損会計について

当社グループの各事業においては、事業環境の変化や経済的要因等により、事業所・店舗ごとの採算性が低下し損失計上が継続した場合には減損損失を認識する必要があり、当該状況により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 6. 訴訟リスクについて

当社グループは、施設用地の取得及び建設工事発注等に関連して訴訟を提起されております。当該訴訟について当社グループの瑕疵はないものと認識しており、現時点において今後の事業運営等に重大な影響を及ぼす可能性は低いものと考えております。

また、今後における当社グループの事業運営においてサービス提供又はその他取引に関連して予期せぬトラブル・問題が生じた場合、当社グループの瑕疵に関わらずこれらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起される可能性があります。

なお、これらの係争中又は将来の訴訟について、訴訟内容や損害賠償額及びその進展又は結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態並びに社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. 特定の社会福祉法人との関係について

当社グループは、過年度において、社会福祉法人八健会（福岡県北九州市、理事長村瀬伸二、平成7年8月設立）（以下、「八健会」という）及び社会福祉法人さわやか会（山口県下関市、理事長村瀬伸二、平成10年9月設立）（以下、「さわやか会」という）について、役員兼務等の人的関係のほか、当社グループの一部として位置付ける等、相互に緊密な連携関係を構築しておりました。

しかしながら、両社会福祉法人の非営利団体としての性質及び当社グループにおける事業展開の方針等を考慮し、各々が独立した経営主体として事業運営することが望ましいとの判断に至り、当該関係を解消しております。

### (1) 人的関係について

当社代表取締役社長内山文治は、両社会福祉法人の設立以来その理事長を兼務しておりましたが、上記の関係解消を目的として平成22年11月に退任しており、その近親者2名についても平成23年12月に同役員等を退任しております。なお、当社グループは、今後において、両社会福祉法人との間に役員兼務等の人的関係を生じさせない方針であります。

また、現時点において内山文治の近親者1名がさわやか会の常務理事を務めておりますが、同氏の職務と当社グループの事業展開等には関連はありません。

### (2) 介護施設の名称等について

本有価証券届出書提出日現在、八健会においては、救護施設「ひびき園」（福岡県北九州市若松区）、特別養護老人ホーム「ひびきのもり」（福岡県北九州市若松区）、ケアハウス「若松ケアハウス」（福岡県北九州市若松区）及び保育所「だきしめ保育園」（福岡県福岡市東区）等の施設を運営しており、さわやか会においては、ケアハウス「長府ケアハウス」（山口県下関市）、介護付有料老人ホーム「昇陽館」（山口県下関市）、住宅型有料老人ホーム「昇陽式番館」（山口県下関市）及びデイサービスセンター「大正浪漫館」（山口県下関市）等の施設を運営しております。

両社会福祉法人が運営するこれら介護施設は、従前は複数施設において「さわやか」の名称を用いておりましたが、当社グループの施設等との誤認を避けるため、協議の上で両社会福祉法人は平成23年9月に施設名称の一部変更を、理事会において決定し、名称を変更しております。

### (3) 競合について

両社会福祉法人は、上記の通り、一部において当社グループの介護事業において手掛ける施設サービスを展開しておりますが、事業展開する地域その他の違い等から、直接的な競合関係は生じていないものと認識しております。また、当社グループは、両社会福祉法人より当面において当社グループの営業地域及びサービス分野等における積極的な事業所展開の方針はない旨を確認しております。

しかしながら、将来において両社会福祉法人の方針転換等が生じ、競合関係等が強まった場合には、当社グループの事業戦略及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 取引関係について

平成23年3月期連結会計年度以降において、当社グループと両社会福祉法人との間に重要な継続的取引等は生じておりません。

平成22年3月期連結会計年度において、当社グループとさわやか会との間に、不動産（土地）売却にかかる取引（売却金額：200百万円）が生じておりますが、当該取引については、当社グループ（株式会社さわやか倶楽部）が介護施設の候補物件として保有していた土地について計画変更（別物件取得）が生じたこと及び先方からの要請があったこと等から生じたものであります。なお、当該取引条件については第三者鑑定評価に基づき決定しておりますが、今後は原則として同様の取引等は発生させない方針であります。

また、両社会福祉法人の利用者が当社グループのホテル施設の利用にかかる取引が生じておりますが、これは入居者のレクリエーションを目的としたものであり、その他重要性の高い取引は生じておりません。

## 2 設備計画の変更

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第7期)の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載された設備計画の内容は、本有価証券届出書提出日(平成25年11月25日)現在(ただし、投資予定額の既支払額については平成25年10月31日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
株式会社 さわやか 倶楽部	さわやか立花式 番館 (福岡県福岡市博 多区)	介護事業	施設設備	900,000	578,760	自己資金 及び借入金	平成25年 5月	平成25年 11月	123床
株式会社 さわやか 倶楽部	さわやかなんよ う館 (愛知県名古屋 市港区)	介護事業	施設設備	993,286	479,600	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成25年 5月	平成26年 2月	100床
株式会社 さわやか 倶楽部	さわやか成田館 (千葉県成田 市)	介護事業	施設設備	724,348	343,552	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成25年 7月	平成26年 2月	70床
株式会社 さわやか 倶楽部	さわやか行橋式 番館 (福岡県行橋 市)	介護事業	施設設備	492,460	-	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成25年 9月	平成26年 4月	60床
株式会社 さわやか 倶楽部	さわやかリバー サイド西脇 (兵庫県西脇 市)	介護事業	施設設備	773,484	153,410	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成25年 10月	平成26年 7月	80床
株式会社 さわやか 倶楽部	さわやか室蘭館 (北海道室蘭 市)	介護事業	施設設備	1,165,813	100,562	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成25年 6月	平成26年 12月	110床
株式会社 さわやか 倶楽部	さわやか那須塩 原館 (栃木県那須塩 原市)	介護事業	施設設備	575,013	-	自己資金 及び借入金	平成26年 8月	平成27年 4月	64床

### 3 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第7期）の提出日（平成25年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月25日）までの間に、次のとおり臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。

#### 1 平成25年7月1日提出の臨時報告書

当社は、平成25年6月27日の第7回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

##### （1）株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

##### （2）決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金20円 総額92,653,300円

ロ 効力発生日

平成25年6月28日

###### 第2号議案 定款一部変更の件

（1）現行定款第2条（目的）において、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことによる変更。

（2）現行定款第2条（目的）において、今後の事業として「介護員養成研修事業」を追加。

（3）上記変更に伴い、必要な条数の変更を行う。

###### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として内山文治、生嶋伸一、竹村義明、歌野繁美、山本武博、吉岡信之、川村謙二、および二村浩司を選任する。

##### （3）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対) 割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	40,889	7	0	(注)1	可決 99.98
第2号議案 定款一部変更の件	40,894	2	0	(注)2	可決 100.00
第3号議案 取締役8名選任の件					
内山 文治	38,077	2,819	0	(注)3	可決 93.11
生嶋 伸一	39,468	1,428	0		可決 96.51
竹村 義明	39,468	1,428	0		可決 96.51
歌野 繁美	39,468	1,428	0		可決 96.51
山本 武博	39,466	1,430	0		可決 96.50
吉岡 信之	39,468	1,428	0		可決 96.51
川村 謙二	39,467	1,429	0		可決 96.51
二村 浩司	39,467	1,429	0		可決 96.51

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

2 平成25年9月17日提出の臨時報告書

当社は、平成25年9月17日開催の取締役会において下記のとおり当社連結子会社である株式会社さわやか倶楽部の所有する固定資産の譲渡及び建物賃貸借契約の締結について決議しました。これに伴い、連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年9月17日

(2) 当該事象の内容

譲渡の理由

当社グループは、介護施設にかかる設備投資負担を軽減させる一つの方法として自社開発した介護施設のセールアンドリースバック取引を活用しております。

この方針に基づき、この度、当社の連結子会社である株式会社さわやか倶楽部が所有する下記の固定資産について、合同会社SAMURAI7及び合同会社SAMURAI8に売却譲渡するとともに、建物賃貸借契約を締結することを決定いたしました。本件により、資金を早期に回収して財務体質の強化をはかるとともに、新たな投資資金の調達枠を確保することで、事業展開のスピード化をはかります。

なお、当該譲渡する介護施設の運営に関しましては、これまで通り株式会社さわやか倶楽部が20年間の建物賃貸借契約を締結し、継続して行います。

譲渡資産の内容

譲渡先1：合同会社SAMURAI7へ譲渡する資産の内容

施設の名称及び資産の内容並びに所在地	譲渡価額	帳簿価額	現況
さわやか新居浜館 土地 4,196.70㎡ 建物床面積 6,525.46㎡ 愛媛県新居浜市東田三丁目乙11番地77、乙18番地6	1,300百万円	928百万円	自社所有の介護施設として運営中
さわやかシーサイド鳥羽 土地 2,788.96㎡ 建物床面積 6,134.09㎡ 三重県鳥羽市小浜町字カウジ村299番地88号 三重県鳥羽市小浜町字浜辺300番地73	1,381百万円	1,018百万円	

(注) 譲渡価額には消費税を含んでおりません。

## 譲渡先2：合同会社SAMURAI 8へ譲渡する資産の内容

施設の名称及び資産の内容並びに所在地	譲渡価額	帳簿価額	現況
さわやか清田館 土地 2,597.00㎡ 建物床面積 5,109.19㎡ 福岡県北九州市八幡東区清田三丁目16番地7	860百万円	711百万円	自社所有の介護施設として運営中
さわやか和布刈弍番館 土地 1,396.76㎡ 建物床面積 2,120.53㎡ 福岡県北九州市門司区大久保一丁目2721番地、2721番地2	310百万円	276百万円	
さわやかみなと館 土地 3,552.51㎡ 建物床面積 2,246.40㎡ 新潟県新潟市中央区古町通十三番町5115番地3	650百万円	293百万円	

(注) 譲渡価額には消費税を含んでおりません。

## 譲渡の相手先の概要

## 譲渡先1：合同会社SAMURAI 7

(1) 商号	合同会社SAMURAI 7	
(2) 本店所在地	東京都港区赤坂二丁目10番5号 税理士法人赤坂国際会計事務所内	
(3) 代表者の役職・氏名	(業務執行社員) 一般社団法人SAMURAI (職務執行者) 山崎 亮雄	
(4) 事業内容	不動産の取得、売買、賃貸、管理及び保有 不動産信託受益権の取得、保有及び処分	
(5) 設立年月日	平成24年8月2日	
(6) 当社との関係	資本関係	無し
	人的関係	無し
	取引関係	無し
	関連当事者への該当状況	無し



## 譲渡先2：合同会社SAMURAI 8

(1) 商号	合同会社SAMURAI 8	
(2) 本店所在地	東京都港区赤坂二丁目10番5号 税理士法人赤坂国際会計事務所内	
(3) 代表者の役職・氏名	(業務執行社員) 一般社団法人SAMURAI (職務執行者) 山崎 亮雄	
(4) 事業内容	不動産の取得、売買、賃貸、管理及び保有 不動産信託受益権の取得、保有及び処分	
(5) 設立年月日	平成24年8月2日	
(6) 当社との関係	資本関係	無し
	人的関係	無し
	取引関係	無し
	関連当事者への該当状況	無し

## 譲渡の日程

平成25年9月17日	: 取締役会決議
平成25年9月17日(予定)	: 不動産売買契約締結
平成25年9月17日(予定)	: 建物賃貸借契約締結
平成25年9月30日(予定)	: 物件引渡し

## (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡により発生する固定資産売却益約1,276百万円及び固定資産売却損約2百万円につきましては、平成26年3月期においてそれぞれ特別利益及び特別損失に計上する見込みです。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第7期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第8期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月13日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月26日

株式会社ウチヤマホールディングス  
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 哲 士指定社員  
業務執行社員 公認会計士 島 田 剛 維

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウチヤマホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウチヤマホールディングス及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウチヤマホールディングスの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ウチヤマホールディングスが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月26日

株式会社ウチヤマホールディングス  
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 哲 士指定社員  
業務執行社員 公認会計士 島 田 剛 維

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウチヤマホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウチヤマホールディングスの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月11日

株式会社 ウチヤマホールディングス

取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 哲 士

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 島 田 剛 維

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウチヤマホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウチヤマホールディングス及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。